

# 保護者の皆様へ

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第14条により

## 自転車保険の加入は義務です!

### 日常生活での賠償保険等の種類

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済	こくみん共済、県民共済など	
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口の保険
T S マーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

保険等の加入状況を確認しましょう!

## 交通事故の約20%が自転車事故、自転車安全利用五則を守りましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先  
■ 13歳未満の子どもや交通量が多く車道を通ると危険な場合などは歩道を通行できます。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



滋賀県  
イメージキャラクター  
キャプフィー

# 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和8年で条例策定10年目!

自転車の点検整備および防犯対策  
(防犯登録、施錠)

幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用

保護者はお子様の自転車利用に対し、保険加入が義務です。

自転車損害賠償保険の加入義務

自転車道路環境の整備

# 自転車を安全に利用するために!!

身につけよう! 安全な乗り方

自転車も車の仲間だよ!  
交通ルールを守ってね!



滋賀県・滋賀県交通対策協議会  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
TEL:077-528-3682 FAX:077-528-4903

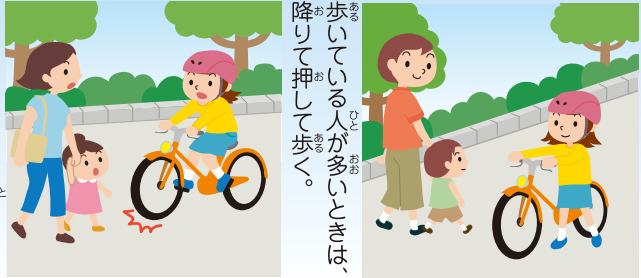


# 自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！



1 歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。

スピードをゆっくりに、ごつても止まられる。



どうしてかな？ 歩道はもともと歩く人のための道。歩いている人にぶつかったり、じゃまになってはいけなからだね。

2 ヘルメットをかぶろう。



どうしてかな？ 転んだときやぶつかったときに、ヘルメットは頭を保護してくれるから、大けがを防げるんだよ。忘れずにかぶろうね。

3 交差点では信号を守ろう。必ず安全確認をしよう。



どうしてかな？ 信号を守らないと事故をおこすよ。事故をおこすと、自分がけがをするばかりでなく、ほかの人にもけがをさせてしまうからだね。

4 夜は必ずライトをつけよう。



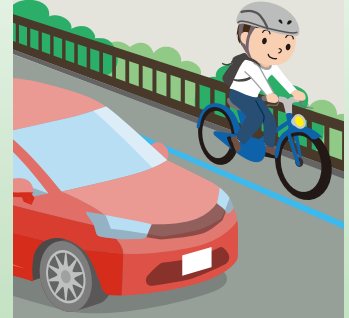
どうしてかな？ 前が見えなくて自分が危険だし、車やほかの人からあなたの自転車が見えなくて危険。大きな事故になりやすいんだよ。

5 二人乗りは禁止。並んで走るのも禁止。



どうしてかな？ 二人乗りだとバランスをくずして転んだり、ほかの人にぶつかったりするよ。並んで走るのも、ほかの人がめいわくをするし、おしゃべりに夢中になって、事故をおこしやすいからだだよ。

6 中学生になったら原則として「車道通行」。(13歳以上)



どうしてかな？ 自転車は車の一種なんだ。だから、中学生になったら、原則として車道の左端を走ることになるんだよ。